4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、高エネルギー加速器研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると機構長が判断した入札者であって、契約規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMAUCHI Masanori, Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization
⑵　Classification of the services to be procured : 53
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation of the Shuttle Bus service 1 Set
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2022 through 31 March, 2023
⑸　Fulfillment place : Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization Tsukuba Campus and Tokai Campus
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2021 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services,
D　meet the qualification requirements which Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization may specify in accordance with Article 5 of the Regulation Concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　12 November, 2021
⑻　Contact point for the notice : KINO Masaaki, Tokai Contracts Unit 1, Tokai Campus Contracts Office, Financial Department, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization, 203―1 Shirakata Tokai-mura Naka-gun Ibaraki 319―1106 Japan, TEL 029―284―4890
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年９月13日
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構長　山内　正則
◎調達機関番号　416　◎所在地番号　08
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業
⑶　事業場所　茨城県つくば市大穂１－１
⑷　事業内容　本事業は、本機構つくばキャンパスの中央特別高圧受変電設備をＰＦＩ手法（ＢＴＯ）により、施設整備業務（設計、建設等）、維持管理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務からなる事業を行うものである。
⑸　事業期間　事業契約締結の日から令和22年３月31日まで
2　競争参加資格
⑴　入札参加者が備えるべき要件
１）入札参加者の構成
①　入札参加者は、1⑷に掲げる業務を実施することなどを予定する単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下当該グループを「入札参加グループ」といい、入札参加グループを構成する企業を「入札参加グループの構成員」という。）とし、入札参加者（入札参加企業又は入札参加グループの構成員）は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループの場合は、入札参加グループの構成員の中から入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
②　入札参加グループは入札に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
③　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に協力会社として明らかにすること。ただし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から中央特別高圧受変電設備の整備業務に伴う筑波変電所の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者、中央監視制御装置等の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社として取り扱わないものとする。なお、事業開始後、入札参加企業又は入札参加グループの構成員から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社ではないことに留意すること。
④　入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。
２）入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。
①　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則（平成16年４月19日）第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき会社の整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。